

小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場」事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的として実施する児童福祉法（昭和22年法律第64号。以下「法」という。）第6条の3第6項に基づく小樽市地域子育て支援拠点事業（以下「事業」という。）のうち、小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場」（以下「センターという。」）の事業実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 市長は、事業運営について、適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等（以下「事業者」という。）に委託等を行うことにより実施するものとする。

(名称及び実施場所)

第3条 センターの名称及び実施場所は、次のとおりとする。

名称	実施場所
おやこの集いの場	小樽市築港11番1号

(開所日、開所時間及び閉所日)

第4条 センターの開所日、開所時間及び閉所日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市が必要と認めるときは、事業者と協議の上、これを変更することができる。

- (1) 開所日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を含む1週間当たり5日
- (2) 開所時間 午前10時から午後5時00分までのうちの6時間
- (3) 閉所日 ア 月曜日から金曜日までのうちの2日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。）
イ 年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）
ウ 施設整備や遊具等の点検日等

(利用対象者)

第5条 事業の利用対象者は、原則として小学校就学前の児童及びその保護者とする。

(実施事業)

第6条 事業者は、次に掲げる取組を基本事業として全て実施するものとする。

- (1) 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談及び援助の実施
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

2 前項に掲げるもののほか、事業者は、地域支援の取組として次に掲げる取組を積極的に実施するものとする。

- (1) 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
- (2) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
- (3) 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
- (4) 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつな

がりを継続的に持たせる取組

- 3 前2項に掲げるもののほか、事業者は、以下に掲げる事業を行うことができるものとする。
- (1) 未就学児をもつ家庭への訪問活動事業
 - (2) 配慮が必要な子育て家庭等への支援事業（地域子育て支援拠点事業実施要綱（令和6年3月30日付けこ成環第113号こども家庭庁成育局長通知。以下「実施要綱」という。）4-(2)-⑦に定める事業）
 - (3) 休日における育児参加促進のための講習会の実施への支援事業（実施要綱4-(2)-⑧に定める事業）

（職員の配置等）

- 第7条 センターには、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を常時2名以上配置するものとし、このうち1名以上は保育士、幼稚園教諭等の資格を有する者とする。
- 2 前項の職員は、非常勤職員でも可とする。
- 3 配置する職員数は、事業に支障が生じないと認められる最低限の人員とし、市と協議した上で決定するものとする。また、第1項に規定する者のほかに業務管理者1名を選任するものとする。
- 4 職員は、各種研修等に積極的に参加し、指導技術の向上に努めるものとする。

（関係機関との連携等）

- 第8条 事業者は、事業の実施に当たり、以下の点に留意すること。
- (1) こども家庭センター、地域の保育所、児童相談所、保健所、教育委員会、民生児童委員、児童福祉施設、医療機関、ウイングベイ小樽内で事業を営む企業等との連携を密にし、事業の円滑かつ効果的な実施に努めること。
 - (2) 利用者から、子育て等に関する相談を受けた場合は、情報提供及び助言その他の援助等を行うとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、利用者が抱える問題の解決に努めること。

（秘密の保持）

- 第9条 職員は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たり知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならない。

（利用料等）

- 第10条 事業を利用した場合の利用料は、原則として無料とする。ただし、教材等に係る実費相当額は、利用者から徴収できるものとする。

（補則）

- 第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、小樽市地域子育て支援センター「おやこの集いの場」の供用を開始した日から施行する。